

日本私立学校振興・共済事業団

学術研究振興資金(若手研究者奨励金) 採択基準

平成19年10月18日理事長決裁
〔沿革〕 平成21年11月11日一部改正
平成23年 7月 1日一部改正
平成25年 5月27日一部改正
平成27年 6月15日一部改正
平成28年 7月 1日一部改正

1 趣旨

学術研究振興資金(若手研究者奨励金)(以下「奨励金」という。)の交付の対象となる研究分野及び研究、公募の方法並びに採択の方法等の取扱いについては、この採択基準の定めるところによる。

2 交付の対象となる研究分野

奨励金の交付対象となる研究分野は、次に掲げるものとする。

- (1) 人文・社会科学の研究
- (2) 自然科学の研究

3 交付の対象となる研究

奨励金の交付対象となる研究は、私立の大学、短期大学、高等専門学校(以下「私立大学等」という。)に所属する、交付対象年度の4月1日現在39歳以下で、前年度(応募時)の10月1日現在、助教又はポスト・ドクターの職にある者が一人で行う研究とする。

なお、助教又はポスト・ドクターの職にある者は、以下の要件をすべて満たす者とする。

- ① 当該私立大学等に採用され、原則として、助教にあつては本務教員給を支給されていること、ポスト・ドクターにあつては兼務職員給を支給されており、以下のア、イのいずれかの要件及びウの要件を満たしていること。
 - ア. 博士の学位を取得した者
 - イ. 人文・社会科学系の分野にあつては、当該年度の前年度までに博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、当該年度の4月1日現在大学院に在籍していない者で、博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると認められる者。
 - ウ. 雇用等に係る規程が整備されていること。
- ② 前年度(応募時)の10月1日現在、科学研究費補助金に、新規・継続にかかわらず採択されていない者(研究分担者を含む)。
- ③ 前年度(応募時)の10月1日現在、日本学術振興会特別研究員ではない者。
- ④ これまで本奨励金に採択されていない者。

4 公募の方法

- (1) 毎年度公募要領を作成し、私立大学等に送付する。
- (2) 応募は、1 学校につき 1 名とし、所属大学等の学長又は学部長(短期大学・高等専門学校にあっては学科長)の推薦によるものとする。

5 採択の方法

- (1) 審査専門委員による書類審査を行い、学術研究振興資金選考委員会の審議により、評価の高いものから、交付計画額の範囲内で採択する。
- (2) 書類審査は、①研究目的・内容の着眼点 ②研究計画・方法の妥当性 ③研究の獨創性 ④研究の発展性 の各項目ごとに 4 点法による評価で審査し、総合評価の高いものから採択を行う。
- (3) 各項目の評価は下表により行う。

評価点	内 容	評価点分布の目安
4	特に優れているもの	25%
3	優れているもの	25%
2	やや不満足なもの	25%
1	不満足なもの	25%

6 書類審査の部門

書類審査の部門は、下記に掲げるものとする。なお、複合領域に属する研究分野については、最も相応しい部門(系)において審査を行うものとする。

- (1) 人文・社会科学系
- (2) 理工系、農学系
- (3) 生物学系、医学系

7 奨励金の対象となる経費

奨励金の対象となる経費は、次の範囲とする。

- (1) 奨励金の交付年度に支出する、当該研究に直接に要する教育研究経費、設備の取得費及びアルバイト賃金とする。
- (2) 研究者の給与、机・椅子等の什器の取得に係る経費には使用できないものとする。

8 奨励金交付額

単年度において交付する奨励金の総額及び一件当たりの交付額については、公募要領において定める。

9 奨励金交付の内定

学術研究振興資金選考委員会における選考結果については、その採否について、すみやかに学校法人に対して通知を行う。

附 則

この採択基準は、平成 19 年 10 月 18 日から実施する。

附 則 [平成21年11月11日改正]

この改正規定は、平成21年11月11日から実施し、平成21年9月1日から適用する。

附 則 [平成23年7月1日改正]

この改正規定は、平成23年7月1日から実施し、平成23年7月1日から適用する。

附 則 [平成25年5月27日改正]

この改正規定は、平成25年5月27日から実施し、平成25年5月27日から適用する。

附 則 [平成27年6月15日改正]

この改正規定は、平成27年6月15日から実施し、平成27年6月15日から適用する。

附 則 [平成28年7月1日改正]

この改正規定は、平成28年7月1日から実施し、平成28年7月1日から適用する。